

小児かかりつけ診療料に関するご案内

竹田こどもクリニックでは、お子さまの「かかりつけ医」として継続的な診療を行う体制を整えており、条件を満たす場合に「小児かかりつけ診療料Ⅰ」を算定しています。

当院の小児かかりつけ診療では、次のような医療を提供します。

- ・発熱やかぜなどの急な病気の診療に加えて、喘息やアレルギーなど慢性的な病気の経過を継続的に診ていきます。
- ・乳幼児健診や各種予防接種のスケジュール提案・記録、成長・発達の状況を踏まえて、総合的な健康管理を行います。
- ・育児や栄養、発達に関するご相談に応じ、必要に応じて専門の医療機関や支援機関をご紹介します。
- ・当院の診療時間外に急に具合が悪くなった場合などには、電話等による相談に対応し、受診の目安や受診先について助言いたします。
- ・小児かかりつけ診療料の対象となるのは、主に未就学児のお子さまで、原則としてお一人につき1か所の医療機関を「かかりつけ医」としてお選びいただきます。
- ・同意いただいたお子さまについては、一定の条件のもと、「小児かかりつけ診療料Ⅰ」を算定させていただきます。

当院は、関係法令及び診療報酬の算定ルールを遵守し、適切な診療を行っています。

詳しい内容やご希望の有無については、受付または診察室でご説明いたしますので、お気軽におたずねください

令和8年6月1日
竹田こどもクリニック
院長 竹田 弘